

大規模小売店舗の新設に関する届出

由利本荘市告示第73号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和4年7月21日

由利本荘市長 湊 貴信

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ由利本荘店
秋田県由利本荘市中梵天106番地 外
- (3) 小売業を行う者の名称及び住所
株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年3月20日
- (5) 店舗面積の合計
1,125.48㎡
- (6) 駐車場の収容台数
42台
- (7) 駐輪場の収容台数
13台
- (8) 荷さばき施設の面積
50.0㎡
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量
6.16㎡
- (10) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社ツルハ 開店時刻 午前7時00分 閉店時刻 午前0時00分
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午前0時30分まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後9時00分まで

2 届出年月日

令和4年7月19日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

由利本荘市役所 産業振興部 商工振興課

(2) 縦覧期間

令和4年7月21日から同年11月21日まで

4 意見書の提出先

由利本荘市尾崎17番地 由利本荘市産業振興部商工振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由